九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

ウィーン売買条約（CISG）と法学教育 ： 第7回ウィレム・C・ヴィス模擬国際商事仲裁大会参加記

曽野，裕夫
九州大学大学院法学研究院助教授

ノッテジ，ルーク
ヨーロッパ大学院大学法学部ジョン・モネ研究員 ： 元九州大学大学院法学研究科助教授

https://doi.org/10.15017/2218

出版情報：法政研究. 67 (3), pp.135-143, 2001-01-31. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

資料

ウィーン売買条約（CISG）と法学教育
―第七回ウィレム・C・ヴィス模擬国際商事仲裁大会参加記―

曽野裕夫
ルーク・ノッテジ

一　はじめに

毎春、復活祭を目前に控えた時期に、ウィーンには世界各国から分厚い法律書を抱えた学生たちが集まる。「ウィレム・C・ヴィス模擬国際商事仲裁大会」[1]に参加するためである。二〇〇〇年の第七回大会（四月一四日～二〇日）には、九州大学からもわれわれ両名の授業に参加していた五名の学生が参加した（ノッテジは、昨年度まで九州大学助教授の職にあった）。日本の大学からこのような国際大会に参加するには乗り越えなければならない障壁が多々あるが、今後日本からの参加大学が増えることを願い、本稿では大会の意義を紹介するとともに、われわれの経験を――限られたものではあるが――資料として提供して共有することにしたい。[2]

二　大会の意義

(1) 大会の概要　別の機会に紹介したように、[3]この大会は「国連国際物品売買契約条約」（CISG、ウィーン売買条約）が適用になる仮想の事案をめぐって、契約当事者の代理人役をつとめる学生たちによって行われる、議論のコンテストである（使用言語は英語）。[4]大会は準備書面と口頭弁論の二部構成で、参加者はCISG（およびそれを補完するUNIDROIT国際商事契約原則、インコタームズ、統一信用状規則（UCP500）等々）やUNCITRAL国際商事仲裁モデル法、ニューヨーク仲裁条約、そして各大会ごとに指定される仲裁規則（第七回大会はロンドン国際仲裁裁判所（LCIA）の仲裁規則）を駆使した議論を展開する。参加校は毎年増えており、今年は二八カ国から、合計七九校が参加した。[5]アメリカのペース大学ロー・スクールの主催によるが、ウィーン大学法学部が施設提供などに協力している他、CISGを産み出したUNCITRAL、また、ICC、AAA、LCIAなどの主要な国際仲裁機関も積極的な支援をしている。

(2) **共通言語としてのCISG**　議論の中心となるCISGは今年成立二〇周年を迎え、日本の主要な貿易相手国を含む五八カ国が批准している。その重要性は日ごとに増しており、異なる法的バックグラウンドを有する法律家の「共通言語（*lingua franca*）」となっている。大会参加国および参加校の増加の背景には、CISG加盟国の増加とCISGの重要性についての認識の高まりがあるといえる。たしかに、日本はまだCISGを批准していないが、国際取引に依存する国家として、CISGの解釈適用の進むべき方向を定める対話に積極的に参加する責務を果たすために、この分野における研究教育を充実させることは、日本の法律学の重要な課題だといえよう（そして、日本がCISGを批准することは、その発言力を高めるにも役立つであろう）。また、実利的にも、この分野の研究教育の充実は重要である。日本がCISGを批准しなくても、日本の裁判所がCISGを適用する事件が現れるのは時間の問題であるし、[6] 日本企業が当事者となった事件で外国裁判所がCISGを適用した例はすでに存在する。[7] 予防法務・戦略法務の観点からもCISGへの対応を考慮しておく必要もすでに生じているのである。

(3) **国際商事仲裁**　また、国際取引においては、仲裁が紛争処理手段として重要な位置を占めているが、日本企業は積極的に海外における仲裁を利用してきたし、日本国際商事仲裁協会（JCAA）における仲裁も近年増加している。[8] 大会で仲裁人役を務める者のなかには、実際に仲裁に携わっている専門家も多く、学生が――そして研究者も――国際商事仲裁の雰囲気を知ることができる貴重な機会にもなっている。

(4) **法学教育**　さらに、主催者が用意する大会の事案はかなり詳細であり、学生が――そして研究者も――、国際取引が実際にどのように行われるのかについての具体的イメージをつかむことができるのもメリットである。もっとも、教育的見地からこの大会をみると、CISGや国際商事仲裁、そして国際取引実務は重要な素材ではあるが、学生が自ら主体的に参加し、世界に触れ、人間的に成長するlearning experienceの前では、それらの意義は霞んでくるように思われる。この点については、三(2)でさらに触れることにしよう。

三　ウィーンへの道程

(1) **リクルート**　この大会に仲裁人として参加した経験のあったわれわれ両名は、上記のようなその教育的意義につ

いて意見が一致し、この大会に参加する学生を募ることにした。日本からこのような国際大会に参加する場合、大きな障害となるのは言葉の壁であろう。幸い、九州大学の大学院法学研究科（現在の名称は法学府）には主に外国人留学生を対象として英語で授業を行うLL.M.コースがある（毎年秋から始まり、一年間で修士号を取得するコース）。そこで、われわれは英語面での障害を少しでも緩和するために、一般の修士課程の学生とLL.M.コースの学生の混成チームをつくることを考え、まず、平成一一年度前期から、一般の修士課程の大学院生（留学生を含む）を対象に日本語によるCISGと国際商事仲裁の授業を開講して科目に慣れてもらったうえで[9]（出席者四名；週一回）、後期から新しく入学してきたLL.M.学生と合同の英語による授業を行い[10]（出席者九名；週一回）、その出席者のなかから大会への参加者を募ることにした（チームは二名から構成できるが、控えの必要性やチーム内での練習試合のことを考えると、四名以上の参加者を確保すべきであろう）。また、来日後すぐに大会に向けた準備を始めることになるLL.M.学生には、あらかじめ大会参加を打診し、数名から積極的な回答を得ていた。なお、学部学生の参加も考えたが、前年度に曽野が開講した学部におけるCISGの授業での経験を踏まえ、今回は修士課程の学生に焦点をしぼることにした。

この授業のなかから、結果的にLL.M.学生五名（出身国：香港、ノルウェイ、タイ、カナダ、シンガポール）が大会に参加することとなった（ただし、一名はすでに母国で法曹資格を有しており、大会参加資格がないためコーチ役に回った[11]）。残念なことに、日本人学生の参加は得ることができなかった（もっとも、参加者のうち二名は日本国籍は有さないものの父親が日本人であり、三名は東アジアからの留学生であったから、名実ともにアジアのチームだとはいえた）。

(2)　授業と準備書面の作成　なお、この授業は、大会に向けた準備そのものにあてたわけではなく、CISGと国際商事仲裁に関する基本的な検討を行うものとし、大会参加は課外活動として位置付けた（事案の具体的検討は行わなかった）。これには、口頭弁論の開催が四月であるため、大会参加は日本の学年暦では二つの年度にまたがる活動となってしまい、大会参加を単位認定の条件とすることが困難だったという事情もあるし、そもそもファカルティが事案に関する具体的指導をすることは大会規程で禁止されているという事情もあった。しかし、より重要だったのは、

(二)(4)で述べたこととの関連で）われわれ両名が、参加者が主体的に大会準備に取り組むことが重要であると考えたことである。そこで、われわれは明確な目標設定をしたあとは、安易に「答え」を与えたりせずにサポート役に徹して自制すること、しかし、参加するからにはそれなりのレベルに達したチームを送り出すために参加者と緊密な連絡をとりながら最大限のサポートを行うという方針を採用した。[12] われわれ両名が具体的に行ったのは、授業におけるCISGと国際商事仲裁に関する一般的検討の他、図書館に所蔵されていなかった必要最小限の文献の補充、インターネット上で構築されつつあるCISGに関する自生的なデータベース網[13]の活用方法について指導、そして、準備書面の草案に目を通して議論の整合性を確認したり、より効果的な議論展開について一般的な指導やヒントを与えることである。

ドイツなどからの参加大学では、大会参加経験のあるOBが助手として大学に残ってコーチとなることが多く、また、大会に参加する学生は一つの学期をこの大会準備に向けたゼミに専念することもあることと比べると、貧弱な体制であることは否めない（ドイツでは、制度的にそれが可能であることに加え、早くからCISGを批准していることから、その重要性についての認識が浸透している点が大きいのであろう）。それでも、継続してこの大会に参加できるようになれば、日本でもOBがティーチング・アシスタント（T/A）として指導にあたることが可能になってくるかもしれない。

こうして、学生たちは授業と併行して、早速一〇月上旬から事案を分析し、準備書面の作成にとりかかった。実際の準備書面作成の要領については、出場経験が豊富な大学が優位にたつことは否めないが、大会のホームページでは、過去の大会で賞を受けた準備書面をみることができる。準備書面のスタイルは――いずれも「プロフェッショナル」な見栄えを有する以外は――多様であり、決まった型があるわけではないが、それらを参考することによって経験のギャップはかなり埋めることができたように思う。なお、現実の仲裁では、申立人は相手方が抗弁で提出すべき論点につき、最初の準備書面では触れないことがあろうが、この大会では申立人側準備書面の提出が一度だけであるため、すべての考えられる論点について予め触れておくことが、準備書面について高い評価を受けるためだけでなく、教育的見地からも望ましい。この点の指導を徹底できなかったことは反省点である。

ところで、準備書面作成の過程で興味深かったのは、それぞれ異なる法的バックグラウンドを有する学生たちが、同じ問題に対して実に異なった反応を示すということであった。このような比較法的知見を得ることできるのも、この大会の面白いところであろう（今回の事案は事情変更の原則に関わる問題であり、契約法における形式主義と実質主義の違いが際立つトピックであったともいえる）[14]。

(3) 口頭弁論の練習　準備書面を提出したのち、二月中旬から三月にかけて、学生たちは二チームに分かれて数度の練習試合を行った（この時期には授業は終了している）。仲裁人役には主にわれわれとコーチ役の学生があたったが、二月に名古屋で開催された「アジア・オセアニア国際商事仲裁シンポジウム」（主催・名城大学）に学生とともに参加する機会を設け、このシンポジウムのために来日中で、実際に仲裁人として活躍されているニュージーランドのRoger Pitchforth教授（マセイ大学）に仲裁人役をお願いして練習試合を行うこともできた（会場は、名古屋商工会議所が提供してくださった）。

なお、この練習試合の模様は、ビデオに収め、後日参加者が各自のパフォーマンスを確認しあった。口頭弁論においては、議論の中身が大事なのは言うまでもないが、常に自信をもってテキパキと受け答えをしているかどうか（仲裁人は随時質問をしてくる）、しゃべるスピードが早過ぎないか、それぞれの論点への時間配分が適切かという要素も重要となってくるので、それを確認した。その他、仲裁人に何と呼びかけるべきか（“Mr./Ms. Arbitrator”でよいか）、自分のパートナーとどう連携するかなど、フォーマルでプロフェッショナルな立居振舞いが望ましい[15]のでその点も確認した（このあたりは、日本人学生は照れくさがり、苦手とするところであろうか）。

なお、これらの面での向上のためには、やはり繰り返しの練習が大事であり、参加者たちも自主的に数度の練習試合を行い、回を負うごとに、目に見えての上達を自覚できたようである。将来、日本やアジアから複数の大学が参加するようになれば、大学間の練習試合も考えるべきであろう（香港からは毎年参加がある）。

(4) 本番　以上のような準備を経て参加した大会（口頭弁論の部）は、クイーンズランド大学（オーストラリア）の優勝で幕を閉じた。九州大学は、ロヨラ大学（米国・ニューオーリンズ）、アンカラ大学（トルコ）、パシフィック大学マクジョージ・ロースクール（米国）、ネーピヤ大学（スコットランド）と対戦し、口頭弁論の部における成績

は、参加七九校中、三九位であった。（ノッテジも仲裁人役として参加した。）

上述した強豪校の指導体制との違いや、開講時期との関係で参加者が初めて顔を合わせた時点ですでに事案は公開されており出遅れていたことを考えると、これは立派な成績であろう（しかも、参加者の一人はもう少しで個人賞受賞に手が届く得点であった）。

なお、準備書面については、複数の審査員からgoodとのコメントをもらっている。また、ノッテジは他大学の準備書面の審査を行ったが、それらと比較しても九大の準備書面は手堅い作品だったとの印象をもっている。

大会期間中には、学生たちは他の国からの参加者と大いに（学生らしく）親交を深めたほか[16]、UNCITRAL事務局を訪問したり、コンサートや美術館に出かけたりして、ウィーン滞在を楽しむことも忘れなかったようである。

四　宴のあと――今後の課題――

今回の大会では、日本の九州大学から日本人を含まないチームが参加したことになる。そのこと自体は、グローバリゼーションの進展のなかでの、超国家的な国際取引を反映しているともいえるし、今後の大学における二一世紀の法律家養成の姿を示しているともいえることであり、何ら問題ではない（他の参加チームでも留学生をメンバーに加えているところはあった）。ただ、九大生の圧倒的大多数を占める日本人学生が、このような貴重な機会（とくに**二**(4)参照）を逃していることは残念である。そういう意味で、今後の大会参加については、日本人学生の参加もより強力に募っていきたいと考えている。司法試験や公務員試験の受験を考えている学生にとっては、一〇月から四月にかけてのハード・ワークは時間的に難しいという面もあるので、大学院進学が決まっている学部四年生のなかから参加者を募ることを考えてよいかもしれない。また、日本人が参加する際には、今回われわれがさほど気にする必要のなかった英語の障壁を、どう克服していくかが指導する側にとっても重要な課題となってくるであろう。（外書購読を実践的に組替える試みがあってもよいのかもしれない。）

なお、今回の大会参加のための旅費は、実は、参加した学生がアルバイトをして自分たちで調達した。海外の大学でなされているように、できれば何らかの助成がなされることを期待したいが、これは大学それぞれの事情があろう。大きな課題である。

また、今回の参加は九州大学「公認」のものではなかったが、多くのスタッフから理解ある協力をいただけたことも好運であった。とくに、四月の大会開催時期が、日本での学期開始時期に重なるので、その間の授業の欠席では多大な迷惑をかけることとなった。

このような課題を残してはいるが、参加者たちが日本に帰国後、われわれに寄せてくれた電子メールからは、（口幅ったい表現ではあるが）今回の経験が彼らの成長にとって得がたいものであったことを感じとることができる。そのことが、何よりも重要である。われわれ両名も、サポート役に徹したとはいえ相当のエネルギーを投入し、それに相応しい手応えを感じることができた。今後も九州大学からの大会参加を積極的に考えていきたいし、日本の他大学からの参加が増えることも願いたい。本稿がそのために少しでも役立てば幸いである。

（1）大会のホームページが、〈http://www.cisg.law.pace.edu/vis.html〉にある。

（2）本稿の簡約版として、曽野＝ノッテジ「ウィーン売買条約（CISG）と法学教育」ジュリスト一一八五号二四頁（二〇〇〇年）がある。

（3）曽野裕夫「ウィーン売買条約をめぐる法共同体の生成と法学教育」NBL六二八号二二頁（一九九八年）、および、Luke Nottage, *Educating Transnational Commercial Lawyers for the 21st Century: Towards the Vis Arbitral Moot in 2000 and Beyond (I)(II)*, 法政研究六六巻一号四一二頁、同巻三号一三七四頁（一九九九年）。

（4）シナリオのある模擬裁判劇ではない。事案は毎年一〇月に公開され、参加大学は申立人側準備書面を一二月に、被申立人側準備書面を二月に提出し、四月にウィーンに集って口頭弁論に挑むことになる（申立人と被申立人の双方の立論を準備しなければならない）。準備書面は、複数の審査員によって採点され、上位チームは表彰を受ける。口頭弁論の部では、まず予選で各校、申立人側で二試合、被申立人側で二試合の計四試合を行い、各試合につき三名の仲裁人が各学生につき採点したスコアの合計点の高い一六校が、決勝トーナメントに進出する。チームの構成員数に上限はないが、一つの試合には二名が出場する。なお、チーム単位での評価に加え、予選で申立人・被申立人の双方の代理人として二試合以上に参加した学生のなかから、高スコアを収めた学生を表彰する個人賞もある。

（5）日本からは、明治学院大学が第五回大会と第六回大会に参加しているが、今回は不参加であった。

（6）CISG一条一項(b)号に基づく。東京地判平一〇・三・一九判タ九九七号二八六頁は、結論として日本の裁判管轄を

否定したものの、当該事件の準拠法は「アメリカ法」、すなわちCISGだとした（アメリカはCISG加盟国であり、同判決はCISG一条一項(b)号を根拠として明示していないものの、そう解するのが合理的だろう）。もっとも、アメリカはCISG九五条に基づく留保宣言をしている数少ない国の一つなので、ここでいう「アメリカ法」はCISGではなく、該当する州法とするのが正しいであろう。なお、控訴審である東京高判平一一・三・二四判時一七〇〇号四一頁は、日本の裁判管轄を肯定し、準拠法も日本法としている。

(7) 福建省高級法院一九九四年一二月判決およびその原審である厦門市中級法院同年八月判決（ともに『中国審判案例要覧』一九九五年一二六一頁以下所収）。他に、イタリアにおける仲裁が一件報告されている。以上につき、Nottage, *supra* note 3, at (I) F30 参照。また、日本企業のドイツ現地法人が当事者となったフランス判例として、4 January 1995 Cour de Cassation (Fauba v. Fujitsu Mikroelectronik) 〈http://cisgw3.law.pace.edu/cases/950104f1.html〉およびその原審である 22 April 1992 Cour d'appel Paris (Fauba v. Fujitsu Microelectronik) 〈http://cisgw3.law.pace.edu/cases/920422f1.html〉もある。

(8) Nottage, *supra* note 3, at (I)F6-7, F24-29; Nottage, *The Vicissitudes of Transnational Commercial Arbitration and the Lex Mercatoria: A View from the Periphery*, 16 ARB INTL 53, 56 (*forthcoming*, 2000).

(9) P・シュレヒトリーム（内田貴＝曽野裕夫訳）『国際統一売買法』（商事法務研究会、一九九七年）をテキストとしつつ、日本語で書かれたCISGに関する論文を購読した。

(10) 開講時点でのシラバスが〈http://www.law.kyushu-u.ac.jp/~luke/llmsyllabuses.html#ucltca〉にある。その後、今回の大会の事案に対応しやすいように、若干の変更を加えた。また、日本人学生に対しては、日本語文献を適宜配布した。

(11) 九州大学チームのホームページが〈http://www.law.kyushu-u.ac.jp/~luke/visteam.html〉にある。

(12) 大学教育の質の向上についてアメリカ高等教育協会（AAHE）が一九八七年に公表した『学部教育におけるすぐれた実践に関する七原則（Seven Principles of Good Practice in Undergraduate Education）』は、アメリカの法学教育（すなわちロー・スクール）においても注目されている。Gerald F. Hess, *Seven Principles for Good Practice in Legal Eduction: History and Overview*, 49 J. LEGAL EDUC. 367 (1999) および同誌同号所収の特集、さらに〈http://law.gonzaga.edu/ILST/7Ps.htm〉参照。そこでは、すぐれた法学教育実践の七原則として、①学生と教員の接触の奨励、②学生同士の協力の奨励、③能動的学習の奨励、④〔学生への〕すばやいフィードバックの提供、⑤学業への適切な時間配分の強調、⑥〔学生への〕高い期待

値の伝達、⑦才能と学習方法における多様性の尊重、を挙げる。われわれは「七原則」を金科玉条視するわけではないし、われわれがその実践に成功したかどうかも別として、今回の大会参加は、まさしくこのような教育実践（とくに①～⑥）を目指したものであったといえる。

(13) "Pace Database on CISG"〈http://www.cisg.law.pace.edu/〉を中核とし、日本からも"CISG-Japan Database"〈http://www.law.kyushu-u.ac.jp/~sono/cisg/〉が参加している。CISG関連裁判例のほとんどは前者で参照することができるし、現在は、CISGの代表的解説書までアップロードされている。

(14) *Cf.* Luke Nottage, Form, Substance and Neo-Proceduralism in Comparative Contract Law: Law in Books and Law in Action in New Zealand, England, the US and Japan, Chapter 4 (Ph.D. in Law thesis submitted to Victoria University of Wellington on 2 September 1999).

(15) 九大チームの一人（模擬裁判経験者）が作成した、この点についてのヒントを集めた機知に富んだメモ（"Jason's Do's and Don'ts"〈http://www.law.kyushu-u.ac.jp/~luke/do_dont.html〉）を活用した他、ニュージーランドのヴィクトリア大学（ウェリントン）から模擬裁判向けのガイドブックの提供を受けた。

(16) 大会参加者ＯＢがネットワーク組織"Moot Alumni Association (MAA)"を立ち上げて、参加者の交流促進や、シンポジウムの企画、そしてこの分野における本格的な学術雑誌に成長しつつあるThe Vindobona Journal of International Commercial Law and Arbitration の出版など活発な活動をしている。〈http://www.maa.net〉参照。